

平成22年(行コ)第47号 公金支出差止等請求控訴事件

控訴人 村越啓雄 外47名

被控訴人 千葉県知事 外2名

求 釈 明 書

2012(平成24)年8月14日

東京高等裁判所第22民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士

菅野 泰



同

廣瀬 理夫



同

中丸 素明

明中弁
之丸護
印素士

同

植竹 和弘



同

拝師 徳彦

明中弁
之丸護
印素士

同

及川 智志

明中弁
之丸護
印素士

同

島田 亮



同

山口 仁



同

近藤 裕香

近弁
藤護
印裕士

控訴人らは、工業用水道における利水の必要性に関し、被控訴人に対し以下のとおり釈明を行うよう求める。

【求釈明事項】

- 1 被控訴人が主張する個別原価主義及び責任水量制の法的根拠は何か。

- 2 被控訴人は、千葉関連4地区における効率的な水運用の方法として、①非常時の応援給水、②給水コストの安い浄水場の活用を挙げている。この点に関して以下の点を明らかにされたい。
 - (1) 「非常時の応援給水」が許容される法的根拠の有無及び内容。「非常時」の具体的意味はどのようなものか。
 - (2) 「給水コストの安い浄水場の活用」により各地区の経費がどの程度節減され、それによって各地区の料金体系にどのような影響があるのか。また、今後の新規設備更新経費のプール化と個別原価主義とは矛盾するように思えるが、被控訴人としては両者の関係をどのように理解しているのか。
 - (3) 千葉関連4地区における効率的な水運用の方法として、上記2つ以外に計画ないし検討しているものはあるのか。あるとすればその規模（水量や節減経費）はどの程度のものを想定しているのか。

- 3 取水地点の変更と水源の変更とはどこが異なるのか。

- 4 千葉関連4地区における各地区相互の水源の融通を行うには、どのような条件をクリアする必要があるのか。法的根拠を含めて具体的に示されたい。

【釈明を求める理由】

控訴人らは、千葉関連4地区における水の融通は現実的に可能であり、千葉関連4地区の既存水源を合わせれば同地区内の契約水量の合計を優に上回ることから、工業用水道における八ッ場ダム事業の利水上の必要性は無いと考えている。

これに対し被控訴人は、千葉関連4地区の既存水源を合わせれば同地区内の契約水量の合計を上回ることは認めながら、同地区内における水源の融通は「基本的に困難」であると主張し、同地区内における既存水源を合算して利水上の必要性を判断することを否定している。しかし水源の融通が「基本的に困難」であることの具体的な根拠は示されていない。

そこで被控訴人が主張する水源の融通が「基本的に困難」な理由について明らかにすることを求めると共に、これに関連する「水源の融通」と「効率的な水運用」の異同等について確認するため、被控訴人からの釈明を求めるものである。

以上